

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.67

No.67 2016.7.7

■ニッポン一億総活躍プランと「長時間労働の是正」

6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「長時間労働の是正」が提起されています（なお、同プランの掲げる「同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善」については、闘争本部ニュース第64号を参照してください）。そこでは、長時間労働が仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因になっているという問題意識のもと、36協定における時間外労働規制の在り方について再検討をすることなど、法規制の強化が掲げられています。

■「長時間労働の是正」の欺瞞性

しかし、一億総活躍プランにおいて掲げられる長時間の是正は、36協定の再検討の時期として、2018年度中を目標にしております。また当初は労基署が立入調査を行う基準となる時間外労働時間数の引き下げが検討されていたのに、閣議決定されたプランでは数値目標は消えています。このようなところに政権が決して長時間労働が直ちに是正されなければならない重大な問題であることを理解しているものではないこと見ることができます。

しかもご存じのとおり、昨年の通常国会では、同じ政権は労基法の改悪法案、いわゆる残業代ゼロ法案・定額働かせ放題法案を成立させようとしています。それにもかかわらず長時間労働の弊害を語り、是正を目指すとするプランを掲げるのは、欺瞞的で

あるとすら言えます。自民党の公約には長時間労働の是正のみが挙げられ、残業代ゼロ法案の成立が挙げられていないことを見ると、なおさら欺瞞性が浮き彫りになります。

■あるべき長時間労働規制

あるべき長時間労働規制は、実効性ある規制であることは言うまでもありません。量的上限規制、インターバルの導入、労働時間記録の義務化等による実効的な規制については、労働弁護団は既に2014年11月28日「あるべき労働時間法制の骨格【第一次試案】」で提起しています。また野党4党案である長時間労働規制法案は、36協定による労働時間延長の上限規制やインターバル導入、労働時間管理簿調製の義務付けなどを掲げています。真に長時間労働の是正を行うならば、早急に踏み込んだ対策を執らなければなりません。

■参議院選挙まであと3日

7月10日が参議院選挙の投票日です。改選の対象となる121議席のうち、自公で74議席を獲得するのではないかというアンケート結果も出ています。定額働かせ放題法導入による長時間労働拡大の危機、解雇の金銭解決制度導入の危機のみならず、憲法改悪すら視野に入りかねない状況です。逆風が吹いている状況ですが、選挙の真の争点を見極め、最後まで諦めず闘いましょう。

〔発信元〕

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790